

久喜市教育委員会令和4年10月定例会

開催月日 令和4年10月24日（月曜日）
開催場所 鷺宮総合支所4階 407・408会議室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時57分

久喜市教育委員会令和4年10月定例会議事日程

- 第 1 署名委員の指名
書記の指名
会議時間の決定
- 第 2 前回会議録の承認
- 第 3 教育長報告
 - ア 久喜市議会令和4年9月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）について
 - イ 久喜市議会令和4年9月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）について
 - ウ 久喜市教育振興基本計画策定委員会の答申について
 - エ 令和4・5年度久喜市教育委員会研究委嘱の追加について
 - オ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について
 - カ 令和4年度久喜市一般会計補正予算（第8号）（案）に係る意見聴取について
- 第 4 議事
 - 議案第45号 第3期久喜市教育振興基本計画（案）について
 - 議案第46号 久喜市立上内小学校の小規模化に伴う統廃合等の方針の一部変更について
 - 議案第47号 鷺宮西中学校区における義務教育学校の施設整備方針（案）について
〔追加項目〕
 - 議案第48号 久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
- 第 5 その他
次回定例会について

配布資料 議案書、議案参考資料、追加議案書、追加議案参考資料、教育長報告
会議の公開・非公開 一部非公開（人事案件、審議・検討等情報のため）

教育長及び教育委員 5名

教育長 柿 沼 光 夫
委員 山 中 大 吾
委員 渋 谷 克 美

教育長職務代理者 諸 橋 美津子
委員 小野田 真 弓

欠席委員 なし

説明員

市民部市民生活課長 大 熊 和 幸

事務局

教育部長 野 原 隆
教育部副部長 斧 田 直 樹
参事兼教育総務課長 榊 原 俊 彦
参事兼指導課長 川羽田 恵 美
参事兼生涯学習課長 小森谷 修
参事兼中央公民館長 須 田 諭
学務課長 関 口 智 彰
学校給食課長 小 林 喜 則
文化財保護課長 堀 内 謙 一

教育総務課

課長補佐兼係長 森 田 和 美
臨時的任用職員 三 浦 友 也

傍聴者 なし

午後 1時30分

◎開会の宣言

○教育長（柿沼光夫） 皆様、こんにちは。

学校、幼稚園は、10月が行事の多い時期でありまして、運動会、体育祭、文化祭に加えて、小学校の修学旅行などの校外行事、さらには教育委員会が研究委嘱をしています学校課題の研究発表も行われています。

さて、明治5年（1872年）9月に学制が發布され、日本の近代教育がスタートしてから今年で150年となります。本市においても、今年創立150周年を迎える小学校がありまして、来月には記念式典を実施する学校があると伺っております。まだまだコロナ禍の中での開催となり、感染対策を講じながらの実施となりますので、関係の皆様には大変ご苦勞をおかけしますが、感謝を申し上げたいと思います。

早速ではありますが、始めさせていただきます。

ただいまの出席者は、委員4名と私を含め5名であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の会議開催の規定にございます教育長及び在任委員の過半数の出席要件を満たしておりますので、これより久喜市教育委員会令和4年10月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○教育長（柿沼光夫） これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○教育長（柿沼光夫） 本日の議事日程につきましては、当初議案3件、教育長報告6件の審議、報告等を予定しておりましたが、議案1件の追加がありますことから、本日の日程にこれを追加したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

それでは、「議案第48号 久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について」を本日の日程に追加し、併せてご審議いただきたいと存じます。

次に、会議の公開の是非についてお諮りをいたします。

教育長報告オにつきましては人事案件であることから、また本日追加の議案第48号につきましては審議・検討等情報であることから、会議を公開しないこととさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、教育長報告オ及び議案第48号につきましては、会議を非公開とさせていただきます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（柿沼光夫） 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、久喜市教育委員会会議規則第 22 条第 2 項の規定により、教育長において指名をさせていただきます。

本日は、諸橋委員と山中委員にお願いいたします。

◎会議録作成者の指名

- 教育長（柿沼光夫） 会議録作成者は、教育総務課、三浦臨時的任用職員にお願いいたします。

◎会議時間の決定

- 教育長（柿沼光夫） 会議時間につきましては、本日の日程が全て終了するまでといたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程が全て終了するまでといたします。

◎前回会議録の承認

- 教育長（柿沼光夫） 日程第 2、前回会議録の承認を求めます。

令和 4 年 9 月 28 日に開催いたしました令和 4 年 9 月定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の先生方のお手元に配付したとおりでございます。お手元の会議録にご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、会議録につきましてはご承認をいただきました。

日程第 3、教育長報告でございます。

報告事項につきましては、お手元の日程のアからカの 6 件でございます。

◎教育長報告 ア

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、ア、久喜市議会令和 4 年 9 月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

- 教育部長（野原隆） それでは、教育長報告ア、久喜市議会令和 4 年 9 月定例会議市政に対する質問（教育委員会関係）につきましてご説明申し上げます。

お手元の教育長報告資料の 1 ページから 24 ページまでに教育委員会に関する質問事項とその要旨、質問に対する答弁をそれぞれ掲載してございます。質問者は、全体で 25 名おり、うち教育委員会に関する質問者は 11 名でございました。

質問の概要につきましては、多い順から、小・中学校の施設整備や美化活動に関することが 4 件、教員の働き方改革に関することが 3 件、スクールバスに関することが 2 件、小・中学校における健康教育・保健に関することが 2 件、文化財等の保護・伝承に関することが 2 件、義務教育学校の地域住民の理解度に関することが 1 件、災害時に備えた小・中学

校のアマチュア無線体験に関することが1件、更生保護女性会「愛の図書活動」に関することが1件、児童生徒の不登校状況とその支援に関することが1件、公民館のコミュニティセンター化に関することが1件でございます。

本来であれば、一つ一つの質問内容とそれらに対する答弁内容につきましてご説明申し上げるべきところではございますが、事前に資料を配付させていただいておりますこと、また時間も限られておりますことから、それぞれの説明につきましては省略させていただきたいと存じます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○**教育長（柿沼光夫）** ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** 2点伺います。ページで行きますと16、17ページ、田村議員の質問事項（文化の伝承・保存関係）の（4）今後に取り組む予定に関連して伺います。

鷲宮催馬楽神楽の映像記録や市内各地の獅子舞等の調査を行う予定とありますが、実施の予定時期、内容及び財源について検討しているものがありましたら教えてください。

また、郷土資料館は、神楽資料の展示に特徴がありますが、現在流れている映像は四半世紀前のものだと聞いております。これを機会に、展示の内容を見直す考えがあるのか伺います。

○**教育長（柿沼光夫）** 文化財保護課長。

○**文化財保護課長（堀内謙一）** 文化財保護課長の堀内です。よろしく願いいたします。

9月定例会議における田村議員の一般質問に対する教育長の答弁に関連してのご質問でございます。令和4年10月定例会教育長報告の17ページ、上から8行目、9行目の部分でございます。

初めに、鷲宮催馬楽神楽の記録映像についてのご質問でございます。こちらは、国の令和3年度補正予算事業、地域文化財総合活用推進事業（地域の伝統行事等のための伝承事業（国指定等））に採択されて実施するものでございます。実施の予定時期は、本年度、令和4年度でございます。なお、国では継続事業という位置付けになっております。内容といたしましては、伝承・継承のための映像記録の作成でございまして、実施主体である鷲宮催馬楽神楽保存会から業者に業務を委託して行っているところでございます。去る10月10日に行われました秋季崇敬者大祭の撮影をもって主たる撮影はほぼ完了し、現在は委託業者のほうで編集作業に入っているところでございます。財源につきましては、国から鷲宮催馬楽神楽保存会に交付された504万9,000円が主たるものでございます。なお、市の一般財源はございません。

次に、市内各地の獅子舞等の調査についてのご質問でございます。こちらは、国の平成29年度文化遺産総合活用推進事業に採択されたことを契機にして、市の指定文化財である除堀の獅子舞、八甫の獅子舞、中妻の獅子舞・棒術、西大輪の獅子舞の4つを調査したことが出発点でございます。その後、未指定の獅子舞行事、中でも同行事に連続性が認め

られるものにつきましては、コロナ前に調査費や調査委員を確保した上で、本格的な調査を予定していたところでもございました。しかしながら、ここ数年のコロナ禍で獅子舞行事そのものが実施されずに来ておりましたことから、令和2年度から今年度までの3年間、調査を見送ってきている状況でございます。したがって、予定時期、内容、財源につきましては、現段階では未定でございますが、来年度以降コロナ前の獅子舞行事にまで復活いたしましたら、調査を再開していきたいと考えて準備をしているところでございます。

最後に、郷土資料館の展示についてのご質問でございます。市内に存在する指定文化財の中でも、鷲宮催馬楽神楽は国指定重要無形民俗文化財ということで、本市を代表する文化財の1つであることは、今さらここでご説明するまでもないところでございます。このような中、去る令和4年10月11日には全国神楽継承振興協議会という神楽に関する全国協議会が設立され、本市の鷲宮催馬楽神楽の会長が副会長の1人として就任したところでございます。ただ、今回の市議会定例会議の一般質問は、あくまでこれまでの文化財調査の一例として答弁しただけであり、また今回国の補正予算で行う事業の目的も、伝承・継承のためというところに大きな主眼がありまして、広報などの部分は限られておりますことから、今回の一般質問や映像記録の作成を機会にして、郷土資料館の展示を大きく見直すということは現在のところ考えておりません。

ただ、前回久喜市の獅子舞をやったときに出した広報用のビデオ、これが全体の本当に一部なのですが、これをあそこの神楽の映像のほうに加えたりすることはしておりますので、今回の映像記録が出来上がった時点で、一部の部分をつけ足していくということ、あそこで映像を流していくということは考えている状況です。しかしながら、郷土資料館の常設展示につきましては、新市合併後に多少の見直しをしてきておりますが、抜本の見直しは着手しないでここまで来ております。郷土資料館が、本市の児童生徒や本市の住民のみならず、埼玉県内外の人たちにも積極的に本市の歴史や文化財を広く発信していく、いわば本市の顔としての施設であるという重要性を考えますと、新市としての常設展示の在り方を今後抜本的に検討していく必要があるものと認識しているところでございます。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） いかがですか。よろしいですか。

ほかにごございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 イ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、イ、久喜市議会令和4年9月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育部長よりご説明いたします。

教育部長。

- 教育部長（野原隆）** それでは、教育長報告イ、久喜市議会令和4年9月定例会議提出議案・議決結果（教育委員会関係）につきましてご説明を申し上げます。

お手元の教育長報告資料の25ページをお開きください。9月定例会議へ上程された議案のうち、教育委員会に係る議案につきましては、久喜市議会の議案番号第47号、第56号の合計2件でございます。この議案2件につきましては、令和4年9月30日の議会最終日におきまして、全て原案のとおり認定及び可決をいただいたという内容でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

- 教育長（柿沼光夫）** ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫）** ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 ウ

- 教育長（柿沼光夫）** 続きまして、ウ、久喜市教育振興基本計画策定委員会の答申についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

- 参事兼教育総務課長（榊原俊彦）** それでは、教育長報告ウの久喜市教育振興基本計画策定委員会の答申につきましてご報告いたします。

教育長報告資料の26ページを御覧ください。現在の第2期久喜市教育振興基本計画の計画期間が今年度で終了となりますことから、昨年度より令和5年度を始期とする第3期久喜市教育振興基本計画の策定を進めてきたところでございます。この第3期計画の策定の経過でございますが、令和3年10月定例会におきまして、久喜市教育振興基本計画策定委員会の諮問についてご議決をいただきまして、令和3年10月27日開催の第2回策定委員会におきまして諮問し、昨年度3回、本年度5回の計8回の策定委員会で審議を重ねてまいりました。

策定委員会は、公募の市民、市立幼稚園長、小・中学校長、社会教育団体などの代表、小・中学校のPTAの代表、学識経験者、計15名で組織し、毎回細かなところまで熱心にご議論いただきまして、回を重ねるごとに計画の内容も充実してまいりました。また、教育委員会でもこれまで4月、5月、6月及び8月の計4回、策定状況を報告させていただいたものでございます。

なお、教育長報告資料26ページにつきましては、本年10月11日開催の第8回策定委員会におきまして、策定委員会からいただきました答申書の写しでございます。また、計画案につきましては、議案第45号として本日別途ご説明させていただきます。

教育長報告ウの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

◎教育長報告 エ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、エ、令和4・5年度久喜市教育委員会研究委嘱の追加についての報告でございます。

報告の内容につきましては、指導課長よりご説明いたします。

指導課長。

○参事兼指導課長（川羽田恵美） 教育長報告エ、令和4・5年度久喜市教育委員会研究委嘱の追加についてご報告させていただきます。

27 ページを御覧いただきたいと存じます。久喜市教育委員会では、毎年研究委嘱により喫緊の課題について研究を進め、その成果を市内全校に広めております。令和4・5年度は、各研究テーマを基に既に7校に委嘱を行っておりますが、このたび追加で久喜小学校に委嘱を行うものでございます。

令和4年度文部科学省情報モラル教育推進事業の委託を受けた埼玉県が、実施校を募集していたところに久喜小学校が応募し、認めていただき、同事業の研究委嘱も受けたところでございます。この委嘱と併せ、久喜市教育委員会も研究委嘱を行い、久喜小学校では実践事例の創出とカリキュラムマネジメントを通じたデジタル・シティズンシップ教育を推進していくものでございます。

よろしく願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。

次の教育長報告オにつきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 1時47分 休 憩

午後 1時47分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 オ

○教育長（柿沼光夫） それでは、オ、久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用についての報告でございます。

報告の内容につきましては、教育総務課長及び担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

[非公開案件につき省略]

次の教育長報告カ及び議案第 45 号から議案第 47 号につきましては、公開案件でありますことから、一旦会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 2 分 休 憩

午後 1 時 5 2 分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

◎教育長報告 カ

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、カ、令和 4 年度久喜市一般会計補正予算（第 8 号）（案）に係る意見聴取についての報告でございます。

報告の内容につきましては、各担当課長よりご説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榑原俊彦） 教育長報告カの令和 4 年度久喜市一般会計補正予算（第 8 号）（案）に係る意見聴取につきましてご説明申し上げます。

教育長報告カの別冊、令和 4 年度一般会計補正予算（第 8 号）を御覧ください。このたびの補正予算案につきましては、10 月 31 日に開会予定の久喜市議会令和 4 年 10 月臨時会議に提案されるものでございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、教育費に係る部分につきましては、10 月 17 日付けで梅田市長より意見聴取の諮問があり、回答期限が 10 月 17 日となつてございましたことから、教育長専決にて原案に同意する旨、答申させていただいたものでございます。

それでは、お配りしております別冊資料の令和 4 年度久喜市一般会計補正予算（第 8 号）を御覧ください。補正予算（案）の内容につきましては、各担当課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

○学校給食課長（小林喜則） それでは、教育長報告カのうち、学校給食課所管分につきましてご説明いたします。

補正予算書 8 ページ、9 ページをお開きください。一番下の段になります。20 款諸収入、5 項雑入、1 目学校給食費収入、1 節学校給食費収入、1 細節学校給食費徴収金（現年度分）2 億 2,883 万 8,000 円の減額でございます。こちらにつきましては、国から交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担を軽減するため、児童生徒の学校給食費を令和 4 年 11 月分から令和 5 年 3 月分までの 5 か月間無償にするものでございます。そのため、保護者負担の学校給食費徴収金 5 か月分に当たる額を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。12 ページ、13 ページをお開きください。一番下の段になります。10 款教育費、6 項保健体育費、2 目学校給食費、事業番号 4、学校給食運営事業、補正額、こちらはゼロ円でございますが、財源内訳の変更を行うものでございます。先ほどご説明しましたとおり、歳入の学校給食費徴収金を減額しますことから、その分の財源を保護者負担としてのその他の諸収入から国県支出金及び一般財源に変更するものでございます。

学校給食課からの説明は以上でございます。

- 教育長（柿沼光夫） 生涯学習課長。
- 参事兼生涯学習課長（小森谷修） それでは、生涯学習課所管分の補正予算についてご説明いたします。

8 ページ、9 ページを御覧ください。初めに、歳入でございます。14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、1 節総務管理費補助金、細節名が 6、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。右に行ってくださいまして、事業名でございますが、図書館管理運営事業、金額が 429 万 5,000 円でございます。こちらにつきましても、エネルギー価格の高騰に伴いまして、電気料、それからガス代等の価格が上昇しておりますので、こちらに対応する国の交付金でございます。

続いて、歳出でございます。12 ページ、13 ページをお開きください。10 款教育費、5 項社会教育費、5 目図書館費、2、図書館管理運営事業、節、負担金、補助及び交付金 524 万 7,000 円でございます。こちらにつきましても、指定管理者に物価高騰対策として給付金を支給するものでございます。

私の説明は以上でございます。

- 教育長（柿沼光夫） ただいまの報告に対しまして、ご質問をお受けいたします。

渋谷委員。

- 委員（渋谷克美） 学校給食費に関連して伺います。今回地方創生臨時交付金を財源に、財源の組替えを行い、給食費のうち 3 分の 1 以上を国の交付金で賄い保護者負担を軽減しようとするものと考えますが、令和 5 年度以降の考え方について教えてください。

- 教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。

- 学校給食課長（小林喜則） 今回の学校給食費の無償化につきましては、渋谷委員さんがおっしゃるとおり、国の交付金を活用し、物価高騰に直面する保護者負担を軽減するものでございます。学校給食費につきましては、学校給食法により学校給食を受ける児童生徒の保護者が負担することが規定されておりまして、本市もこの規定に基づき実施してまいりました。このため、現時点において、令和 5 年度以降の学校給食費を無償にすることは考えていないところでございます。

- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。

- 委員（渋谷克美） そうしますと、学校給食法に基づく受益者負担の考え方は変わらないということでしょうか。

- 教育長（柿沼光夫） 学校給食課長。
- 学校給食課長（小林喜則） そのとおりでございます。
- 委員（渋谷克美） 分かりました。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 教育長（柿沼光夫） ご質問なしとの声がありましたので、質問を打ち切ります。
以上で教育長報告を終了いたします。
日程第4、議事に入ります。

◎議案第45号

- 教育長（柿沼光夫） 初めに、議案第45号を上程し、これを議題といたします。
議案書の1ページを御覧ください。議案第45号について提案理由の説明を求めます。
教育部長。
- 教育部長（野原隆） 議案第45号 第3期久喜市教育振興基本計画（案）についてにつきまして、提案理由の説明をさせていただきます。
第3期久喜市教育振興基本計画（案）について、別紙のとおり決定したいので、議決を求めます。
議案の内容につきましては、教育総務課長よりご説明いたします。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 参事兼教育総務課長（榎原俊彦） それでは、議案第45号 第3期久喜市教育振興基本計画（案）につきましてご説明いたします。
別冊の第3期久喜市教育振興基本計画（案）を御覧ください。こちらは、令和4年10月11日に久喜市教育振興基本計画策定委員会から答申をいただいた計画案でございます。それでは、本計画案の概要につきましてご説明させていただきます。
初めに、1ページを御覧ください。1、計画策定の趣旨でございます。本計画は、ページ下段に記載のとおり、教育基本法第17条第2項の規定により、教育の振興に関する事項について策定をするものでございます。
続きまして、2ページを御覧ください。計画の位置付けでございます。教育基本法第17条第2項に定める教育振興基本計画に位置付けるとともに、第2次久喜市総合振興計画の分野別計画として位置付けるものでございます。
続きまして、同じく2ページ下段、3、計画期間・対象でございます。計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、本計画は教育委員会の所管する施策や事業を対象とするものでございます。
なお、今年度より市長部局が所管となりましたスポーツに関する施策や取組みにつきましては、教育委員会が所管する教育施策を重点的に推進していく観点から、スポーツに関しましては教育委員会が引き続き所管しております学校の体育に関する施策、取組みを対象としております。

続きまして、3ページから9ページにつきましては、4、教育をめぐる現状と課題でございます。第3期計画では、3ページから5ページまでの(1)、教育を取り巻く社会情勢等と6ページから9ページまでの(2)、久喜市の現状を、それぞれの視点から現状を分析し、グラフを交えながら表記しております。

続きまして、10ページを御覧ください。5、SDGsへの取組みとESDの更なる推進についてでございます。本計画では、SDGsの理念を取り入れ、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指し、各種施策に取り組むこと、また将来を担う子どもたちがSDGs実現の主体者となるよう、必要な資質・能力を育むESDの更なる推進を図ることを掲げております。

続きまして、11ページから32ページにつきましては、6、第2期計画の検証と今後の課題についてでございます。こちらは、現在の第2期計画における7つの基本目標について、施策ごとにその主な成果を示すとともに、基本目標ごとに今後の課題を示したものでございます。

なお、指標につきましては計画期間中の実績値の推移が分かるよう、年度ごとに実績値を掲載いたしました。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことによりまして、目標達成が困難となっている指標も多数ございますが、第3期計画の目標年度でございます令和9年度までには新型コロナウイルスの状況も踏まえながら、これまで以上の取組みが推進できるよう努めてまいります。

続きまして、33ページを御覧ください。II、計画の基本的な考え方でございます。

初めに、1、基本理念についてご説明いたします。第3期計画における基本理念は、「だれもが夢と志をもち みんなで豊かな人生を切り拓く久喜の教育～no one left behind～誰一人取り残さない」としたものでございます。この理念は、将来の変化を予測することが困難な時代であっても、夢と志を持ち、豊かな人生を切り拓いていくためには、一人ひとりが持続可能な社会の創り手として役割と責任を自覚し、主体的に社会参画していくことが大事であること、また快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができる社会の実現を目指すものでございます。

続きまして、34ページの2、基本方針でございます。基本理念を踏まえた各種施策を実施していくに当たりまして、3つの基本方針を定めたものでございます。

1つ目は、持続可能な社会の創り手として未来を拓く子どもたちの育成でございます。「久喜市版未来の教室」における個別最適な学びと協働的な学びを通しまして、子どもたち一人ひとりが自分のよさや可能性を認識するとともに、他者を尊重して多様な人々と共存しながら、社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくための資質・能力を育むものです。

2つ目は、郷土愛を育み地域を支える人づくりの推進でございます。こちらは、地域人材を活用した学校と地域の協働により子どもたちを育むことで郷土を愛し、地域を支える人づくりを、学校、家庭、地域の連携のもと、推進するものでございます。

3つ目は、「学び」の多様性に対応した生きがいのもてる生涯学習社会の実現でございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、各種事業の中止が余儀なくされましたが、一方でオンラインを活用するなど、多様な学びの場の形態が見出されました。今後も一人ひとりが生涯にわたって共に学び、その成果を生かし、幸せで豊かな人生を送ることができる生涯学習社会の実現を目指してまいります。

続きまして、35 ページから 36 ページの基本目標でございます。基本理念及び基本方針を踏まえまして、教育行政の3つの基本目標を定めるものでございます。この基本目標は、第2次久喜市総合振興計画と整合を図っておりまして、総合振興計画中の教育に関する施策の部分を、本計画の基本目標として位置付けるものでございます。また、それぞれの基本目標に5年後のまちの姿、関連するSDGsのゴールを掲げておりますが、こちらも総合振興計画と整合を図っております。

目標1では人権教育について、目標2では学校教育について、目標3では生涯学習と郷土の歴史・文化についてを目標としたものでございます。

続きまして、37 ページを御覧ください。4、施策の体系を示したものでございます。3つの基本目標には、それぞれ施策を設定しております。基本目標1には2つの施策、基本目標2には7つの施策、基本目標3には3つの施策、合計で12の施策を設定しております。

続きまして、第2章、施策の展開に入らせていただきます。39 ページを御覧ください。

初めに、施策の展開の構成についてご説明させていただきます。構成は、基本目標に掲げた施策ごとに現状、課題、施策の方向性、主な取組み、久喜市のみんなで取り組むこと、関連するSDGsのゴール、また関連する個別計画・方針等を掲載しております。主な取組みは、教育委員会で掲げたものでございまして、できる限り取組み状況が数値で分かるよう、取組みの『見える化』と称しまして指標を掲載いたしました。本計画では、回数などの実績以外にも、利用者や研修受講者の満足度などの指標を積極的に取り入れるものでございます。以上が施策の展開の構成でございます。

次に、39 ページから 94 ページに記載してございます各施策の内容についてでございますが、本来であれば一つ一つご説明申し上げるべきところでございますが、これまで施策状況の報告や本日におきましても事前に資料の配付をさせていただいておりますことから、恐れ入りますが、具体的な説明につきましては省略をさせていただきます。

続きまして、95 ページを御覧ください。第3章、計画の推進に向けてございまして、計画の推進と進行管理について記載しております。

続きまして、97 ページから 126 ページまでが資料編でございます。本計画の参考としたアンケート調査結果の抜粋、本計画策定委員会の条例、委員名簿、計画策定経過を記載しております。

なお、今後のスケジュールでございますが、本日ご議決をいただきましたら、久喜市議会令和4年11月定例会議に本計画案を議案として提出いたしまして、可決をもって策定

と考えております。その後、令和5年1月から3月にかけて、本計画の製本作業と概要版の作成を行いまして、市民等に周知してまいります。

説明については以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第45号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** まず、この計画ですが、大変よくできた計画ではないかというふうに思います。2点ほど伺います。

今、今後のスケジュールの中で1月から3月にかけて製本して、併せてダイジェスト版を作成するというのですが、ダイジェスト版は何部ぐらい作りまして、どういった先に配付をするのが1点です。

それと、内容のほうになりますが、61、62ページのほうで、いわゆる不登校児童生徒への対応について、62ページの（6）の中で適応指導教室やオンライン分教室など、多様な学びの場を提供するというふうにあります。これに関連してなのですが、フリースクールですとかホームスクールあるいは無認可校といった、いわゆるオルタナティブスクール、もう一つの学校とも言われておりますが、こういったものとの連携というものはどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

以上2点です。

○**教育長（柿沼光夫）** 教育総務課長。

○**参事兼教育総務課長（榊原俊彦）** 今後のダイジェスト版の作成についてでございますけれども、まず計画書につきましては500部作成を予定しております。また、概要版でございますけれども、第2期のときも作成したのですけれども、A3判で基本理念、基本方針、また施策などを記載したもので、こういったものをおよそ1,000部作成する予定でございます。また、配付先でございますけれども、市議会、また市長部局、それと関係団体、こういったところへの配付を予定しているところでございます。

以上でございます。

○**教育長（柿沼光夫）** 指導課長。

○**参事兼指導課長（川羽田恵美）** 振興計画62ページにございます学校に通うことが難しい様々な児童生徒に対しての支援の中で、フリースクールのことでご質問があったところでお答えいたします。

学校、教育委員会とフリースクールが連携し、相互に教育、補完し合うことが大変重要だということから、本市ではフリースクールに通う児童生徒の在籍校には、登校状況や学習への取組み状況などの報告、それからフリースクールの職員による学校訪問等により、情報交換が行われて、当該児童生徒の社会的自立に向けた連携を図っているところでございます。

教育委員会といたしましても、フリースクールで開催される様々な会議や行事に参加し、情報提供や情報共有を中心に連携、協力を図っているところでございます。

- 教育長（柿沼光夫） 渋谷委員。
- 委員（渋谷克美） 現在このフリースクールを利用している児童生徒の人数というのはどのぐらいいるのでしょうか。
- 教育長（柿沼光夫） 指導課長。
- 参事兼指導課長（川羽田恵美） 令和4年度の当初のところでございますけれども、4か所のフリースクールに8名の児童生徒が通っているところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。
山中委員。
- 委員（山中大吾） ご苦労さまです。とてもすばらしいものだと思っておりますけれども、基本的なところの質問なのですけれども、この基本計画というものは、学校教育関係のところを対象にお渡しするものなのか、それともこれは保護者、一般市民等に発信するものなのかということをとちょっと明確に教えていただきたいのと、このようなものが市のホームページ等に全文分掲載される予定でよろしいのですよね。PTAの方々とか保護者の方々が、なかなかこれを目にすることがなく、そこら辺、学校のほうで周知をしなければいけないのかなとは思っておりますけれども、せっかくこういういい教育振興基本計画があるのに、PTA、保護者がこれを理解していないのがちょっと残念なところなので、今後この資料をどのようにPTAとか地域の方々に発信していくのか、発行する部数も今質問の中であったのですけれども、実際それで今の時代ですから、冊子にすることがいいのかというのはあると思うのですけれども、せっかくそこら辺もデジタルでうまく周知ができていけばと思っておりますので、そこら辺、何かお考えがあればお教えてください。
ちょっと質問がまとまらないのですけれども、お願いいたします。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 参事兼教育総務課長（榊原俊彦） まず、周知の方法でございますけれども、広い意味での周知ということで、「広報くき」への掲載、それと市ホームページの掲載、こちらを予定しているところでございます。また、学校関係なのですけれども、各学校への配付を予定しているところでございます。
- 教育長（柿沼光夫） 山中委員。
- 委員（山中大吾） 今のところ広報と市のホームページ等で発信していくというところでもよろしいわけですね。学校でPTA宛てとか保護者宛てに発信する予定とかはありませんか。多分広報とかを見ているPTAの方は少ないと思うので、そこら辺もし検討の余地があれば対応していただければと思います。
- 教育長（柿沼光夫） 教育総務課長。
- 参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 今回は、策定に当たりましてPTAの方にも参加していただいたということもございます。子どものための策定という内容にもなっておりますので、周知の方法については検討してまいりたいと考えております。
- 委員（山中大吾） よろしく申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第45号 第3期久喜市教育振興基本計画（案）については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第46号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第46号を上程し、これを議題といたします。

議案書の2ページを御覧ください。議案第46号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第46号 久喜市立上内小学校の小規模化に伴う統廃合等の方針の一部変更についてにつきまして提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市立上内小学校の小規模化に伴う統廃合等の方針の一部を、別紙のとおり変更したいので議決を求めるものでございます。

議案の内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、議案第46号につきましてご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きください。併せまして、議案参考資料の1ページ目を御覧いただきたいと存じます。

議案参考資料に掲載いたしましたとおり、上内小学校、鷺宮小学校及び鷺宮西中学校を統合し、義務教育学校を新設する方針につきましては、久喜市教育委員会令和4年4月定例会においてご議決をいただいたところでございます。この方針のうち、統合による新たな学校の開校日、(2)のほうでございしますが、統合による新たな学校の開校日につきまして、令和7年(2025年)4月1日を目途とするから、令和8年(2026年)4月1日を目途とすると変更することについてご審議をお願いするものでございます。

変更する主な理由でございしますが、義務教育学校の設置に当たりましては、既存の鷺宮西中学校の校舎では教室数が不足することから、敷地内に低学年用の校舎を増築する必要があり、増築校舎建設を含めた整備スケジュールを検討してまいりました。そのような中、校舎の増築工事のための基本設計及び実施設計に要する期間を、これまでの事例などから当初は約12か月程度と見込んでおったところでございますが、現地の状況や建設位置などについて具体的な精査を行い、再検討したところ、約16か月程度を要するものと見込んだものでございます。

また、屋外運動場の改修工事、これはつまり校庭のことでございますが、屋外運動場の改修工事と校舎の増築工事について、当初は並行して進めることを想定しておりました

が、作業工程を再検討したところ、並行しての施工が難しい部分があることから、校舎の増築工事の施工開始時期を遅らせる変更が必要となったところでございます。こうした期間の変更等に伴い、建設工事の予算措置や入札、契約事務に必要な期間などを併せて精査いたしました結果、令和8年度の開校を目途にすべきものと判断いたしましたことから、今回開校予定時期の変更についてご審議をお願いするものでございます。

以上が議案第46号 久喜市立上内小学校の小規模化に伴う統廃合等の方針の一部変更についての説明でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第46号について質疑をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第46号 久喜市立上内小学校の小規模化に伴う統廃合等の方針の一部変更については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

◎議案第47号

○教育長（柿沼光夫） 続きまして、議案第47号を上程し、これを議題といたします。

議案書の4ページを御覧ください。議案第47号について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第47号 鷲宮西中学校区における義務教育学校の施設整備方針（案）についてにつきまして提案理由の説明をさせていただきます。

鷲宮西中学校区における義務教育学校の施設整備方針（案）について、別紙のとおり決定したいので、議決を求めるものでございます。

議案内容につきましては、学務課長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） それでは、議案第47号につきましてご説明を申し上げます。

議案書の4ページを御覧ください。併せまして、別冊として配付させていただきました鷲宮西中学校区における義務教育学校の施設整備方針（案）をお手元にご用意いただきたいと存じます。

先ほどの議案第46号でもご説明いたしましたとおり、義務教育学校の設置に当たりましては、既存の鷲宮西中学校の校舎では教室数が不足することから、敷地内に低学年用の校舎を増築する必要がございます。この増築校舎建設に係る基本設計、実施設計のための基礎的な資料といたしまして施設整備方針案を作成したところでございます。

それでは、概要につきましてご説明申し上げます。まず方針案の1ページから5ページ目までになりますが、I、はじめにといたしまして、学校の適正規模・適正配置の考え方や義務教育学校の意義について記載をしております。

次に、6 ページ、7 ページにつきまして、Ⅱ、整備の基本目標といたしまして、整備に当たっての基本的な考え方について記載をしております。

続きまして、8 ページから 13 ページまでになりますが、Ⅲ、施設整備方針といたしまして、新たに整備する施設などについて記載をしております。

次に、14 ページから 17 ページになりますが、Ⅳ、学校規模と施設の構成といたしまして、児童生徒数の見込みやそれにより必要となる教室数などについて記載をしております。

次に、18 ページから 20 ページまで、Ⅴ、建設予定地の概要といたしまして、低学年用校舎の配置案などについて記載をしております。

次に、21 ページになりますが、Ⅵ、整備スケジュール案の検討といたしまして、今後のスケジュール案について記載をしております。

最後に、22 ページになりますが、Ⅶ、事業財源についてといたしまして、国庫補助について記載をしておるところでございます。

こちらにつきましては、ご議決をいただきましたならば、この本方針案を基に増築校舎の設計業務などについて事務を進めてまいりたいと考えております。なお、施設等の詳細や具体的な内容につきましては、この本方針案をたたき台として設計業務を進める中で検討することとなりますので、検討した結果、軽易な変更などの可能性がございますことをあらかじめご承知いただきたいと存じます。

以上が議案第 47 号 鷲宮西中学校校区における義務教育学校の施設整備方針（案）についての説明でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○教育長（柿沼光夫） 議案第 47 号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○委員（渋谷克美） それでは、4 点ほど伺います。

まず、1 点目ですが、12 ページの（4）にあります防犯設備・防犯対策の中で、防犯対策として、不審者等の部外者が無断で学校に侵入できないよう、玄関等の場所において、セキュリティ対策を強化しますとありますが、これまで学校が行ってきたセキュリティ対策とどのように異なるのか教えてください。

2 点目です。18 ページ下段の④の用地拡張予定地（面積約 5,000 ㎡）を踏まえた利便性とありますが、この用地の交渉の進捗状況、取得見込みはどのようになっているのでしょうか。また、この用地は買収なのか借地を考えているのか教えてください。

3 点目は、18 ページから 20 ページにかけてになりますが、ここの図で A 案、B 案が示されております。A 案はデメリットが多く、B 案はメリットのほうが多くなっております。これは検討した結果を示したものと思いますが、順当に考えれば B 案ということになるのだらうと思いますが、どちらにするかまだ決定はしていないということなのでしょうか。

4 点目です。21 ページの 1 の整備について、整備内容や整備手法等を検討した結果、

最短で令和8年度の開校を目途とするとあります。一方、7ページの基本目標の5には、ライフサイクルコスト（LCC）に配慮しますとありますが、この整備手法につきましてはPFI方式も選択肢として考えているのかどうか教えてください。

以上です。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 4点ほどでしょうか、ご質疑をいただきました。順次ご答弁をさせていただきます。

まず最初に、セキュリティ対策の関係で、これまで学校が行ってきたセキュリティ対策とどのように異なるのかというところがございます。現在学校のほうのセキュリティ対策といたしましては、主に学校安全監視員の配置でありますとか防犯カメラの設置、またいわゆるセコムなどの侵入者に対する警報システムというのでしょうか、こういったものが基本的な設備という形になっております。私ども現時点では基本的には同様のセキュリティ対策を考えておるところではございますが、これから設計を行いますので、設計の段階で例えば新しいシステムなどがどのような例があるのか、またそれがどの程度の金額で導入できるかなどにつきましては、設計業者さんなどの決定後という形にはなりますけれども、意見交換をしながら、そういったシステムというのが導入可能かどうかというのを検討してまいりたいというふうに考えております。また、新しく校舎を新築いたしますので、先ほど申し上げました防犯カメラとか侵入警報システム、こちらも最初から組み込むことを前提の設計ということになるかと思っておりますので、効率的な防犯システムというのできるのかなというふうには考えておるところでございます。

それから、用地取得の関係でございます。こちらは19ページ、20ページのところに増築案という中で、用地の取得が可能であればということで、西側の部分について用地取得の可能性のあるものというふうにご覧いただいております。ただ、こちらの用地取得については、あくまでも現時点での教育委員会の案ということでございますので、例えば市議会への予算措置等はこれからということになるところでございます。したがって、その下の準備といえますか、例えば地権者の人数でありますとか、そういったところについての調査というのは進めているところではございますが、まだ決定していないという段階でございますので、今後の交渉ということになるというふうに考えておるところでございます。

また、用地について買取りか借地かということでございますけれども、こちらも相手のいることですので、今、現時点でははっきりと明言はできないのですが、今の私どもの考え方としては買取りをさせていただきたいと、可能であれば買取りという方法で用地取得ができればというふうにご覧いただいております。

それから、こちらのA案、B案のところ、順当に考えればB案ということなのか、まだ決定していないということかということでございます。こちらについても、あくまで今現時点で私どもが示した案ということでございますので、実際の決定に当たっては同じ

く今後決定される設計業者さんと意見交換の上、もちろん決まっていくものと考えてはおりますが、実際は私ども学務課と、あと市長部局のほうのアセットマネジメント推進課とで現地を見てこの位置がいいかどうかというのを実際に見ております。その中で、B案のほうがより有力であろうというふうに考えてございますので、現時点では教育委員会としてはB案のほうが実現性が高いものというふうに考えておるところでございます。

それから、最後にPFIの方式もどうなのか、選択肢としてはというご質問でございます。こちらにつきましては、今回ちょっと令和7年度から令和8年度ということにはなっているのですが、開校のスケジュールまであまり余裕がない中で、今後速やかに設計業務委託に取りかかる必要があるものと考えております。そういった中で、残念ながら今回はPFI導入の検討にまでは至らなかったというのが正直なところでございますが、もちろんこれが民間活力の導入による安くて優れた公共サービスの提供ということから、今回PFIにつきましても有力な選択肢の1つであるというふうな認識は持っておるところでございます。大変恐縮ですが、こちらにつきましては今回そこまでは至らなかったのですが、今後こうしたPFIの導入につきましても検討課題というふうにさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

小野田委員。

○委員（小野田真弓） 15ページ、16ページの新しい学校のほうですが、特別教室の前期課程の中には家庭科室がないのですが、家庭科室は要らないのでしょうか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） お答えいたします。

前期課程ですと、当然小学校5、6年生の子が該当になってまいりますので、こちらについても必要になってくるものというふうに考えてございます。こちらについては、後期課程の被服室、調理室等で共用することができるのではないかとということで、今こちらのほうは考えておるところではございますが、もちろんこちらにも実際には設計業務の中で共用が非常に難しい、必要であるということであれば、こちらには載っていないのですけども、例えば追加するという事は考えられるところでございます。こちらについては設計の業者さんのほうとその辺りについて忌憚のない意見交換をしながら、必要な教育設備のほうをきちんと整備してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○委員（小野田真弓） あともう一つよろしいですか。

○教育長（柿沼光夫） 小野田委員。

○委員（小野田真弓） 5ページの学区の距離を見ますと、今現在、中学生は自転車で通学している子も多分いると思います。小学生はスクールバスが出るのですか。そのところはまだ決まっていないのですか。

○教育長（柿沼光夫） 学務課長。

○学務課長（関口智彰） 通学方法のご質問でございます。まず、現在の状況から申し上げますと、小学生の方、上内小学校の児童は鷺宮小学校に通っているという状況でございますが、全員今の時点では歩きの通学でございます。一方、鷺宮西中学校に通っているお子さんについては、自転車通学のお子さんがあるという状況でございます。こちらは、実際にはこれから新校設立準備委員会の中での検討というのももちろんあるのですけれども、私どもで話をしている中では、まず今お話の出たスクールバスに関しましては、距離が小学校だと3キロ、中学校だと5キロという基準を設けているのですが、そちらに達しないので、まずスクールバスの運行というのは非常に難しいのかなと考えております。

そうしますと、あとは小学生に自転車通学を認めるのかどうかということなのですが、今小学生は通学班という形で通学をされているので、その中で例えば小学校1年生が自転車で通うということがいいのかどうかというような議論もあろうかと思っております。そこについてはその辺りも含めまして、今後検討という形にはなろうかと思っております。ただ、私どもの中では小学生の自転車通学というのはちょっと難しいのかなというふうに考えておまして、小学生いわゆる今でいうところの1年生から6年生、小学生の段階では通学班で通学していただき、中学1年生の年齢になったところで、今度は通学班ではなくなりますので、その段階で自転車通学という方法がよいのかなというふうには考えておるところでございます。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） それでは、特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第47号 鷺宮西中学校区における義務教育学校の施設整備方針（案）については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

次の議案第48号につきましては、先ほどご了解いただきましたとおり、非公開案件でありますことから、会議を非公開とさせていただきます。

〔これより非公開とする〕

○教育長（柿沼光夫） 暫時休憩いたします。

午後 2時42分 休 憩

午後 2時42分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

※ 非公開事由が消滅したため会議録を公開します。

次の議案第48号につきましては、市長からの意見聴取に基づき審議をするものでござ

いまして、本日は当該議案の関係課長に質疑対応等をお願いしたいと思いますが、市民生活課長の本会議への出席を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、市民生活課長の出席を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 2時42分 休 憩

午後 2時42分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

市民生活課長、よろしくお願ひいたします。

◎議案第48号

○教育長（柿沼光夫） それでは、議案第48号を上程し、これを議題といたします。

追加議案書の1ページを御覧ください。議案第48号について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（野原隆） 議案第48号 久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例に係る意見聴取についてにつきまして提案理由の説明をさせていただきます。

久喜市長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について意見を求められたので、議決を求めるものでございます。

議案内容につきましては、中央公民館長よりご説明申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） 中央公民館長。

○参事兼中央公民館長（須田諭） 中央公民館でございます。それでは、お手元に配付してございます追加議案書3ページ、それと併せまして追加議案参考資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

まず、公民館につきましては、このたびコミュニティセンターにするということで、こちらの議案のほうを提出させていただいております。理由といたしまして、公共施設の中で団体のみの利用ということで社会教育施設の枠組みといたしますか、そういった網かけが入っている施設ということで、公民館がずっと設立当初から教育部の所管の施設としてあったわけでございますけれども、こういった利用の要件をこのたび緩和いたしまして、公共施設として個人でも、どなたでも使える施設ということで利便性の向上を図るために、公民館をコミュニティ施設にするということでございます。

それでは、内容につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、3ページの久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。新旧対照表と併せてご覧いただきたいと存じますが、第1条中「市民の

相互交流と公共の福祉の向上に資する」の次に、「とともに生涯学習の推進を図る」という文言を加えるものでございます。こちらにつきましては、社会教育施設という枠組みを外れまして、市民部の所管の施設になるということでございますけれども、そこで行っておりました公民館事業、今までもそういった施設を利用していくということを取り扱っていくということでございますので、そういった性質を持った施設ということで生涯学習の一翼を担うという部分も踏まえまして、こちらのほうの設置の第1条に入れさせていただいているものでございます。

続きまして、第2条の表を改める内容の改正でございます。こちらにつきましては、左の名称からでございます。久喜市中央コミュニティセンター、こちらは今の久喜市中央公民館でございます。続きまして、久喜市青葉コミュニティセンター、こちらにつきましては現行の青葉公民館、続きまして久喜市南コミュニティセンター、こちらは現在の南公民館でございます。続きまして、久喜市清久コミュニティセンター、こちらは現在の清久コミュニティセンター・西公民館、こちらを西公民館の名称を取りまして、清久コミュニティセンターとするものでございます。次の久喜市久喜東コミュニティセンターにつきましては、こちらは現行の東公民館でございます。1つ飛びまして、久喜市森下コミュニティセンターにつきましては、現行の菖蒲地区にあります森下公民館でございます。その下の久喜市栗橋中央コミュニティセンターにつきましては、既に栗橋コミュニティセンターという名称の施設がございますので、栗橋公民館につきましては、栗橋中央コミュニティセンターということで、名称のほうを区別できるように中央を加えることになっております。それから、鷺宮中央コミュニティセンターにつきましては、既に鷺宮東コミュニティセンター、通称さくらと、久喜市鷺宮西コミュニティセンター、こちらおおとりと言う施設がございますので、鷺宮公民館につきましては久喜市鷺宮中央コミュニティセンターということで、こちらにも中央を付してコミュニティセンターとしての区別ができるように、名称のほうに中央を付しております。

それから、続きまして4条の表の改正でございます。こちらにつきましては、3ページと4ページにまたがって改正内容が記載されております。新旧対照表ですと2ページと3ページでございます。休館日につきましては、各公民館ごとに月に1回休館日を設けさせていただいております。こちらにつきましては今までの公民館の休館日と変更はございません。年末年始と月に1回の休館日ということでございます。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。併せまして、新旧対照表の3ページから6ページまでです。こちらは各公民館の利用料金、使用料の関係です。今公民館は4つの枠で貸出しをしております。午前9時から正午まで、それからお昼の1時間をはさみまして午後1時から3時まで、午後3時から午後5時まで、そして30分おきまして、午後5時30分から夜の10時までという4つの枠で貸し出してあります。改正案ではそれぞれの施設が全て1時間単位の貸出しという形にさせていただくものでございます。こちらにつきましては、各施設ごとにそれぞれの面積などが異なりますので、それぞれ

100円、200円というような形で1時間当たりの単価を記載させていただいております。今度は、午前の9時から午後10時までということで1時間単位になりますので、12時から1時の間につきましても貸出しが可能ということになってくるものでございます。こちらの料金の改定につきましても、現在のコミュニティセンターの既存使用料とある程度面積とかに応じて改正をしているものでございます。

最後に、7ページの附則でございます。第1項といたしまして、この条例の施行日です。こちらの条例につきましては来年、令和5年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案書の8ページになります。こちらにつきましては、第2項といたしまして公民館条例の廃止でございます。3月31日まで公民館、4月1日からコミュニティセンターに切り替えていくということでございますので、コミュニティセンター条例の一部改正と合わせまして公民館条例の廃止を、この条例の中で併せて規定するものでございます。

最後に、第3項でございます。経過措置といたしまして、来年の4月1日より前に4月以降のコミュニティセンターの使用料をあらかじめ納めてきた方につきましては、公民館のときにその使用料を預かるのですけれども、それは今度のコミュニティセンターの料金としてお支払いをいただくものですよということをここで文言として明記しているものでございます。

簡単ではございますが、こちらの追加議案、議案第48号の説明については以上でございます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○**教育長（柿沼光夫）** 議案第48号について質疑をお受けいたします。

渋谷委員。

○**委員（渋谷克美）** 3点ほど伺います。

先ほど審議しました第3期久喜市教育振興基本計画の中の85ページには、社会教育事業（公民館事業）の充実ということで、令和9年度90事業という数字があります。そういった中で、一方今回の改正条例の中に、「生涯学習の推進を図る」という文言が加わりました。公民館事業は、生涯学習の一部という考えによるものと思いますが、今後も引き続き生涯学習課で行っている現在の事業とは別に社会教育法第20条及び第22条で規定する公民館事業として分けて考えていくのか、あるいは将来的には生涯学習事業の中に統合していく方向で考えていくのか、その考え方を教えてください。

2点目ですが、コミュニティセンターの維持管理運営について、今後、指定管理者制度または民間委託等を導入する考えがあるのかどうか教えてください。

3点目です。コミュニティセンターが1時間ごとの貸出しとなった場合、例えば午前10時から11時までの1時間の利用予約が入った場合、前後1時間空くこととなりますが、2時間の利用を考えていた人にとっては時間が中途半端となるため、利用を手控える。したがって、結果として不便を感じさせるということにはなりかねないでしょうか。

以上3点伺います。

○教育長（柿沼光夫） 中央公民館長。

○参事兼中央公民館長（須田諭） 中央公民館でございます。ご質問ありがとうございます。

まず1つ目の公民館事業についてでございます。こちらにつきましては、渋谷委員のご質問のとおり、社会教育法に基づく事業ということで、これまでも行ってまいりました。公民館がコミュニティセンターになった後、施設の維持管理のほうは確かに市民部のほうの所管ということで、コミュニティセンターという施設になるのですけれども、事業のほうはこれまで行ってきた公民館事業と同じものを作って、これは生涯学習という考え方と分けて考えて、公民館の事業と同じものを今後も行っていくということで、事業の数を減らさないように行っていくということで考えてございます。

○教育長（柿沼光夫） 市民生活課長。

○市民部市民生活課長（大熊和幸） 市民生活課でございます。

2つ目の質問でございます。現時点におきましては、指定管理者制度等の導入につきましては考えてはおりませんが、今後利用者のニーズや社会情勢、経済情勢によりましては、指定管理者制度の導入が必要になることも考えられます。その際に改めて検討をしたいと考えております。

次に、3つ目のコミュニティセンターの時間の関係でございます。委員さんご指摘のように、このような状況になることはあり得るものと考えております。一方で1時間ごとの貸出しとなることで、例えば午前11時から午後1時までランチミーティングの利用であったり、午後5時以降に高校生などが学校帰りのために1、2時間勉強したいとか、そういうような利用も考えられるところでございます。このように今までになかった用途や時間帯でも利用が可能になります。今回の公民館からコミュニティセンターに変わることにつきましては、このような様々なニーズに対応し、より幅広い利用が図られることを目指しているものでございます。

○委員（渋谷克美） 分かりました。

○教育長（柿沼光夫） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 特にないようですので、以上で質疑を打ち切ります。

各委員さんより賛否のご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○教育長（柿沼光夫） 異議なしと認めます。

よって、議案第48号 久喜市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例に係る意見聴取については、全員の賛成をいただきましたので、原案どおり可決いたしました。

市長に対しましては、原案に同意する旨、答申いたします。

市民生活課長におかれましては、本会議にご出席をいただきして、ありがとうございます。ここで退席をお願いいたします。

また、これもちまして会議の非公開を解きます。

[非公開を解く]

○教育長（柿沼光夫） 傍聴人の入室を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時56分 休 憩

午後 2時56分 再 開

○教育長（柿沼光夫） 再開いたします。

以上をもちまして本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

◎その他

○教育長（柿沼光夫） 日程第5、その他の次回の定例会についてでございます。

開催日の案について、事務局よりご説明いたします。

教育総務課長。

○参事兼教育総務課長（榊原俊彦） 次回定例会につきましてご提案申し上げます。

今回は、11月21日月曜日、午前10時から、会場は鷺宮総合支所4階、404・405で開催することをご提案申し上げます。

○教育長（柿沼光夫） ただいまの提案につきまして、ご都合はいかがでしょうか。

[「異議なし」と言う人あり]

○教育長（柿沼光夫） それでは、次回の定例会は11月21日月曜日、時間は午前10時から、会場は鷺宮総合支所4階、404・405会議室とさせていただきます。詳細は、追って事務局よりお知らせいたします。

午後 2時57分

◎閉議、閉会

○教育長（柿沼光夫） これをもちまして久喜市教育委員会令和4年10月定例会を閉議、閉会といたします。ありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためここに署名する。

令和4年11月21日

教育長 柿 沼 光 夫

委員 諸 橋 美津子

委員 山 中 大 吾